

大規模集客施設等協力金のおよぶ質問

質問	答え
1 協力金の支給対象は。	<p>以下の施設が協力金の支給対象となります。</p> <p>① 建築物の延床面積が 1,000 m²を超える施設であって、県からの営業時間の短縮要請に応じた施設 ※施設の一部について、生活必需物資の小売関係等を行うことから、当該部分のみ時短等していない場合を含む。</p> <p>② 上記①の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント等店舗で、大規模施設が営業時間の短縮要請に応じたことに伴い、営業時間の短縮又は休業を行った店舗</p>
2 対象の業種で、建物の面積は1000m ² 以下の場合、協力金の支給対象か。	要請の対象外であり、協力金の支給対象外となります。
3 協力金の支給対象外となる施設は何か	<p>以下の施設は要請の対象外であり、支給対象外となります。</p> <p>①施設の延床面積が 1, 0 0 0 m²以下の商業施設、劇場、運動施設、遊興施設等</p> <p>②施設の延床面積が 1, 0 0 0 m²を超える生活必需物資（食料品、衣料品、医薬品など）販売店</p> <p>③飲食店の営業時間短縮協力金を支給対象となる飲食店・喫茶店等 ・国及び地方公共団体その他これに類する法人（独立行政法人等）が運営する大規模施設（指定管理者(地方公共団体その他これに類する法人を除く。)は支給対象)</p>
4 要請対象となる施設内で生活必需物資の販売等を行う店舗は協力金の対象か。	<p>要請対象大規模施設が時短営業することにより、やむを得ず時短営業することになった場合は、業種を問わず支給対象となります。</p> <p>なお、テナントとして入居する飲食店等については、別途飲食店に対する営業時短協力金の対象となり、本協力金の対象外となります。</p>

大規模集客施設等協力金のよくある質問

	質問	答え
5	テイクアウト専門の飲食店は飲食店向けの協力金の対象外ですが、テナント事業者向けの協力金の対象となるか。	飲食店向けの協力金の対象でなければ、テナント事業者向けの協力金の対象となります。
6	要請に応じていない大規模集客施設内のテナントが時短営業した場合、協力金の対象になるか。	テナント等店舗に対する協力金の支給対象となるのは、県の要請に応じて、営業時間を短縮した、大規模集客施設に入居しているテナント等店舗のみなので、支給の対象外となります。
7	営業時間の短縮ではなく休業した場合でも協力金の対象となるか。	要請期間の全期間休業した場合も協力金の対象となります。ただし、要請は「午後8時から午前5時の間の営業自粛」のため時短率の算定に当たっては通常の営業時間を基準として算出いたします。
8	時短要請に気づかず、要請期間の開始日から時短営業できなかったが、協力金の対象となるか。	原則として要請期間中の全日時短営業にご協力いただいた方が支給の対象となります。（事情により全期間時短営業できなかった際には、ご相談下さい。）
9	まん延防止等重点措置の適用前から自主的に営業時間を短くしていた場合、協力金の対象となるか。	まん延防止等重点措置が適用された8月8日から営業時短をした場合が対象。ただし、7月末に県独自の緊急事態宣言を発令しているため、7月末以降に時短したことが確認できた場合は、8月8日から時短しているものとして協力金を支給いたします。
10	店舗面積が100㎡未満のテナントは協力金の対象となるか。	対象となります。 100㎡未満のテナントは100㎡とみなし、協力金を支給いたします。
11	売上が減少していないと支給対象とならないのか。	売上が減少していなくても支給対象となります。

大規模集客施設等協力金のよくある質問

	質問	答え
12	通常午後8時まで営業している店舗が、午後7時までの営業に時短した場合、協力金の対象となるか。	通常午後8時を超えて営業していない場合、時短要請の対象外のため、協力金の対象となりません。
13	まん延防止等重点措置期間は時短営業していなかったが、緊急事態宣言の期間から営業時間の短縮を行った場合協力金の対象となるか。	緊急事態宣言の開始日からご協力いただいた場合でも、要請期間終了日まで時短営業に協力いただいた場合には、協力金の対象となります。
14	大規模商業施設は時短要請に応じるが、入居するテナントが営業時間の短縮に応じない場合、大規模集客施設に協力金は対象となるか。	大規模商業施設内の生活必需品を除く全てのテナントが要請に応じていただくことが要件となるため、入居するテナントが要請に応じていない場合、大規模集客施設は協力金は対象となりません。
15	大規模施設への要請に従わなかった場合、罰則などはあるか。	大規模集客施設への営業時間短縮要請については、法第24条第9項に基づくものであり、要請に従わなかったとしても、命令をすることや過料を課すことはできませんが、ご協力をお願いします。
16	同一敷地内に建物が複数あり、それらの面積を合わせると1000㎡を超える場合、協力金の対象となるか。	一体として利用することが想定されている建物（例：ホテルの本館と別館 など）については、それらの面積を合算して1,000㎡を超えれば協力金の対象となります。
17	面積要件の判断基準となる資料は何か。	大規模小売店舗立地法上の届出、不動産登記事項証明書、固定資産税課税明細書、その他これに類する書類に記載されている延床面積で判断します。それらの面積が1,000㎡を超えていれば、協力金の対象となります。

大規模集客施設等協力金のよくある質問

	質問	答え
18	ゴルフ練習場は要請の対象となるのか。	建築物の面積が1,000㎡を超える場合には要請の対象であり協力金の対象となります。
19	自己利用部分面積とは。	「自己利用部分面積」とは、大規模施設運営事業者自らが一般消費者向けに物販やサービスの提供、イベントの開催等、事業の用に直接供している部分であって、営業時間短縮要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積（テナント利用部分面積や生活必需品売り場面積を除く。）を指します。
20	なぜ自己利用面積が協力金に係る算定になるのか	一般利用客が利用する部分以外や生活必需物資の販売エリアは、営業時間短縮の対象外と考えられており、国の制度に基づき支給するものであることから、ご理解いただくようお願いします。
21	通路でワゴンセールなどを実施している場合は、自己利用部分面積に含めることができるか。	ワゴンセールやイベントの開催など直接サービスを提供している場合には、イベント・催事スペースとして自己利用部分面積に含めることができます。
22	フードコート区画の中で、お客様が購入したものを飲食するスペースは自己利用部分面積に含めることができるか。	テナント事業者に賃貸している部分でなければ自己利用部分面積に含めることができます。
23	映画館のチケット販売エリアは自己利用面積に含められるとのことだが、チケット販売エリアが明確に区分されていない場合、どこまでをそのエリアとすることができるのか。	通常、順番待ちのために仕切りを設置するなどチケットを販売するために活用しているエリアであれば含めることができます。
24	ゴルフ練習場の自己利用面積は。	建築物のうちトイレや階段、事務室などを除いた面積となります。

大規模集客施設等協力金のよくある質問

	質問	答え
25	自己利用面積は1,000㎡を下回るが申請できるか。	建築物の面積が1,000㎡を超えていれば要請の対象となるので、申請可能です。
26	要請期間中の定休日についても、協力した日数に含まれるのか。	要請に全面的に協力している施設であれば、定休日であっても日数に含まれます。
27	ホテルの場合24時間営業だが通常営業の時間は24時間ということでもいいのか。	ホテルの客室など宿泊者向の施設については要請の対象外となりますので、ホテル内の集会場や宴会場といった、宿泊者以外の方が利用する施設の、通常の営業時間を基に時短率を計算していただきますようお願いいたします。
28	曜日によって営業時間が異なる場合、時短率はどのように算出すればいいか。	曜日ごとの営業時間と短縮時間をそれぞれ足し、算出された時間を、一週間の営業日数で割って一週間の平均時短率を算出していただきたい。（小数点第三位切捨て） （例） 火～金 → 12時～23時（11時間） 土・日 → 9時～23時（14時間） $\{ (11 \times 4) + (14 \times 2) \} \div 6 = 12$ 平均12 時間 【短縮時間も同様に計算】
29	協力金の金額に上限はあるか。	上限はありません。
30	添付書類の「延べ床面積が1,000㎡を超えていることが分かる書類」は、登記情報提供サービスにより出力された不動産登記事項証明書でも問題ないか。	登記情報提供サービスにより出力されたものは証明書とは異なるため、申請書の添付資料とは認められません。お手数ですが法務局で不動産登記事項証明書を取得いただき、写しを提出いただきますようお願いいたします。

大規模集客施設等協力金のよくある質問

	質問	答え
31	建物を借りて事業をしているが協力金の対象となるか。また、対象になる場合不動産登記簿の所有者と申請者が異なるが問題ないか。	建物を借りて大規模施設を運営している場合にも、協力金の対象となります。その際登記簿上の所有者と申請者が異なっても問題ありません。
32	大規模集客施設がテナント分をまとめて申請することはできるのか。	基本的には各テナントごとの申請をお願いしておりますが、大規模集客施設の運営者が一括して申請したい事由がある場合にはご相談ください。
33	複数の施設でテナントを運営している場合、それぞれの店舗が支給対象となるのか。またその場合申請は施設ごとに行う必要があるのか。	複数の大規模集客施設でテナントを運営している場合、それぞれの店舗が支給対象となります。またその際申請は店舗ごとに申請いただきますようお願いいたします。
34	大規模集客施設内に運営者が同じ飲食店がある場合、大規模集客施設と飲食店の両方の協力金の申請は可能か。	両方の申請は可能ですが、その場合大規模集客施設の協力金算定の際に、飲食店部分の面積を自己利用部分面積から除いた面積で申請をお願いいたします。
35	他の補助金等との重複受給は可能か。	以下の支援とは重複支給はできません。 <ul style="list-style-type: none">・月次支援金（中小企業庁）※対象月に関しては別途お問い合わせください・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（経済産業省）・ARTS for the future コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援（文化庁）

大規模集客施設等協力金のよくある質問

	質問	答え
34	協力金は課税対象か。	時短要請協力金は事業所得に区分されるため、課税対象であると考えられます。 詳細は、お近くの税務署へご確認ください。
35	申請開始日と申請方法は。	申請の受付開始は、9月6日からとなります。 申請方法は、電子申請と郵送による申請になりますので、申請書類の準備をお願いいたします。 なお、「いばらき電子申請・届出サービス」へのアクセス、申請様式など詳細については、県ホームページをご確認ください。